

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「勤務医自殺、パワハラとの因果関係が認められ上司にも賠償責任が認められた判例」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

◆8000万円賠償命令 医師過労自殺、パワハラ認定 兵庫の病院 鳥取地裁（産経新聞2014.5.26）

公立八鹿（ようか）病院（兵庫県養父（やぶ）市）の男性医師＝当時（34）＝が自殺したのは当時の上司による長時間労働とパワーハラスメントが原因だったとして、両親が病院側などに約1億7700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が26日、鳥取地裁米子支部であった。上杉英司裁判長は「厳しい言動と自殺に因果関係があった」として元上司個人の賠償責任も認め、病院側と元上司2人に計約8千万円の支払いを命じた。

原告側代理人によると、医療現場の過労自殺で病院の使用者責任だけでなく、上司の個人責任も認めた判決は異例。元上司は当時地方公務員だったため、本来なら国家賠償法に守られ個人の責任を負わないが、上杉裁判長は「民間病院と異なる点はない」として民法の不法行為を認めた。

判決によると、男性は平成19年10月、鳥取大学から公立八鹿病院に派遣され、整形外科医として勤務。月174～206時間にのぼる時間外労働や上司2人の叱責と暴力行為などによって鬱病を発症し、同年12月に官舎で自殺した。

病院側は「パワハラではなく必要な指導だった」と主張したが、上杉裁判長は「社会通念で許される指導や叱責の範囲を明らかに超える」と退け、パワハラがあったと認定した。

一方、自殺した男性医師にも職業上、鬱病の知識があったと考えられることなどから、過失相殺で2割を減額するなどした。

病院側の第三者委員会は20年6月に報告書をまとめ、元上司のパワハラを「不適切な指導」と結論づけたが「悪意によるいじめとまでは認められない」と指摘。22年8月には男性医師の自殺が公務災害と認められたが、長時間労働だけが理由とされ、パワハラについての判断はなかった。

公立八鹿病院の話 「判決文を見ていないので今後、内容を検討したい」

引用ここまで。

自殺とパワハラの因果関係が認められる判例は少ないですが、今回の判決では上司にも賠償責任を認めた点に特に注目すべきです。

さらに、事件は公立病院でのことなので、国家賠償法の下で個人の責任は問われないとされる可能性も十二分にあったわけですが、民法上の不法行為を重視した判断と言えるでしょう。

自ら命を絶たれた勤務医の方には謹んでご冥福をお祈りいたします。